

令和4年7月1日

合併公告

債権者各位

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
大日本明治製糖株式会社
代表取締役 佐藤 裕

当社（甲）は、令和4年10月1日を効力発生日として、三井製糖株式会社（乙 住所：東京都中央区日本橋箱崎町36番2号）を吸収合併存続会社とし、甲を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことといたしました。これにより、効力発生日をもって、乙が甲の権利義務全部を承継して存続し、甲は解散することとなりますので、公告いたします。

甲の株主総会の決議は令和4年6月21日に終了しております。乙は、会社法第796条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに、合併を決定しております。

また、この合併に伴い、乙はその商号をDM三井製糖株式会社と変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 大日本明治製糖株式会社

<https://www.dmsugar.co.jp/>

(乙) 三井製糖株式会社

<https://www.mitsui-sugar.co.jp/>